

議案第15号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第7号カ中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。